

福祉と税制

—個人所得税と社会保障制度—

C. P. Harris (オーストラリア)

本稿には、租税の手段が消費の手段を援助するか、あるいは、代替して、社会保障制度のある不可欠な部分を形成することが分析されている。

予算の一部門とされる租税は、5つの主要な目的もしくは効果をもっており、それらの目的や効果は資金の配分を目指したり、所得の分配を修正したり、支出総額の現在における水準を変えたり、経済活動の将来の水準と構成に影響を与えることである。これらの効果は収入、配分、公正もしくは福祉、安定および成長の各種の役割でとらえることができる。オーストラリアの政治機構では、租税政策は主として大蔵省で決定され、大蔵省が租税政策の第一義的な要素とみなしていると思われる主要な役割は、収入と安定の機能である。租税のもっている公正の機能が、オーストラリアの税制の改正で主要な要素になっていたという証拠は、ほとんどみうけられない。各省の支出計画が経済活動の水準をコントロールする手段と対立する方法について、批判を聞くということは珍しいことではないが、福祉の目的を達成する方法で、租税と支出の間における対立について、政策的な批判を聞くことは比較的に少ない。

租税と支出効果の間における対立は、児童手当によって最もよく示されている。支出計画（児童手当）は所得に関係なく平等な支払いを行なっており、したがって、福祉という言葉では、その制度はある程度累進的である。つまり、所得は上昇するので、所得に対する追加分の比率は低下する。租税にもとづく

制度は課税所得の計算に総収入からの平等な控除を認めているが、しかし、納税者に対するこれらの控除の価値は、税率が累進的な性格をもっているので、所得につれて上昇する。統一的な控除と累進的な税率の組合せにもとづく租税控除は、逆進的な効果をもち、高所得グループに有利な所得の再分配をもたらす。児童に対する手当について、現在実施される複合的な租税と支出の制度に代る完全な現金給付制度のもつ代替は、1965-66年度には、2,400ドル（訳注 オーストラリア・ドル。以下同じ）以上の所得を有する人びとから、それ以下の所得を有する人びとに3,000万ドルを移転したであろう。

公正という観点からみたオーストラリアの租税制度に対する主要な批判は、その制度の中に暗に含まれているが、水平的な公正という命令が特定の環境（妻、子供などの扶養）に対する総収入からの平等な控除か、あるいは、事実上の支出（医療費、私的年金の保険料などの支払い）にもとづいて変化する控除かのいずれかの採用によって満されるという仮定である。税率に累進的な性格が与えられるならば、これらの控除がもっている価値は、納税者の所得に応じて増加する。

この種の公正の対立は、各納税者の課税基礎に影響を与えるように考慮されている特定の環境を認める方法として用いられる所得控除に対して、租税払い戻しという代替によって解決することができた。税金払い戻しの制度では、税総額はまず総収入にもとづいて計算されるが、しかし、事実上の税金もしくは純税金は、所定の項目に対する統一的払い戻し（たとえば、夫婦の場合に100ドルの免除）を、あるいは、事実上の支出によりある限度内で変化する可変的払い戻し（たとえば、年金への保険料の税金の払い戻し）を、税総額から差引くことによって得られる。提案されたこの種の統一的な控除は、重要な所得の再分配を生み出し、また、恐らく、最も公正な目的を十分に達成するだろう。

払い戻しの方法がもつてゐる主要な欠点は、現行の税制度では、給付が総収入にもとづいて支払われる税金に限定されるであろうということである。したがって、低所得の人びとにとて、大部分の潜在的な給付は、もし負の所得税の制度が払い戻しの制度に組合されていなければ、失われるであろう。ある単一の正と負の所得税の制度は、すべての税金払い戻しが税総額から差引きられた後に、取得された金額が正であるか（納税者により政府に支払われた実質的金額を示す）、あるいは、負であるか（政府により納税者に支払われた実質的金額を示す）ということができる場合の制度である。

Welfare and the Tax System: Personal Income Tax and Social Security Programs, Social Security Quarterly (Australia), Summer 1973 - 74, pp. 9 - 15; No. 4, 74/75.

フィンランドにおける 疾病発生の地域的相違

Anna Lillas Harni (フィンランド)

本稿には、労働不能をもたらす病的状態と、そのような疾病的経過を取扱った研究が示されている。

研究の目的は、(1) 疾病の経過と異なる人口グループにおけるこの経過の変りを考察し、(2) 疾病の経過と変りやすい背景との間の関係を明らかにし、かつ、(3) 全国民の健康状態を詳細に示す指標を作り上げることであった。研究の材料は、社会保険公社によって集められた疾病手当と廃疾年金の受給者にかかる統計的資料、中央統計事務所から得た死亡率の統計、およびフィンランド全国統計委員会から得た病院の統計で構成されていた。つまり、これらは通

常集められる定まった統計であった。資料は1968年のものを参照した。

作業で用意された仮定は、人口統計の要素がもつ自明のものと仮定された影響、社会構造の特徴と事故が発生した場合の医療の需要・供給、および労働不能をもたらす疾病的推移を示すことであった。

第1番目の仮定によれば、たとえば、疾病的進行のように、新しい疾病件数への予測が、年齢の高くなるにつれて悪くなるという事実によって、年齢が高くなるにしたがって労働不能をもたらす病的状態の増加が示される。罹病率は1年間の各時点で増える新しい件数の占める比率が、年齢の最も高いグループで多くなることを示していた。この材料は第1の仮定を裏付けている。

第2番目の仮定によれば、疾病的新しく発生する件数の比率は、男女の性別によるグループではほぼ同じであるが、しかし、男子の疾病は女子の疾病より重かった。すなわち、疾病的進行は女子の場合よりも、男子の場合に好ましくなかった。労働年齢人口の中で、毎日当たり新しく支払われる疾病手当の受給者の比率は、男子間にみうけるよりも女子の間で高かったが、しかし、その差は大して大きくなかった。他方、長期間にわたる疾病手当を必要とするか、または、永久的な労働不能になる件数は、女子の間にみうけられるよりも、男子の間でかなり多かった。男子の死亡率は女子の場合の高さよりも2倍高かった。疾病的発生が指標で示された場合には、男子と女子の間にみられる相違はより大きかった。これらの材料は第2の仮定を実証している。

第3の仮定によれば、労働不能をもたらす疾病的発生が多いし、かつ疾病的進行が望ましくないようになるにつれて、地域の工業化や都市化の程度が低くなり、かつ職業別の構成を複雑にする度合が少なくなる。労働年齢人口の中で新しく疾病手当をうける比率は、農村地域よりも都市化された地域で高く、か